

装管調第6999号
令和8年3月31日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長 } 殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

生産性向上推進制度実施要領に関する基本的事項について（通知）

標記について、生産性向上推進制度について（防装庁（事）第158号。令和8年3月31日）第12項第1号及び第2号の規定に基づき、別添のとおり定め、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、作業効率化促進制度実施要領について（装管企第81号。27.10.1）及びインセンティブ契約制度実施要領に関する細部事項について（装管調第84号。27.10.1）は、令和8年3月31日をもって廃止する。

添付書類：生産性向上推進制度実施要領に関する基本的事項

生産性向上推進制度実施要領に関する基本的事項

1 目的

この基本的事項は、生産性向上推進制度について（防装庁（事）第158号。令和8年3月31日）に定める生産性向上推進制度実施要領（以下「実施要領」という。）の統一かつ円滑な処理を行うことを目的として、実施要領第12項第1号の規定に基づき、実施要領の運用に関し必要な基本的な事項を定めるとともに、併せて同項第2号の規定に基づき、当該事項を防衛装備庁において実施することを定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基本的事項における用語の定義は、実施要領に定めるところによる。

3 生産性向上特約条項の付帯（実施要領第4項関係）

- (1) 実施要領第4項第1号の生産性向上特約条項の基準は、別記様式とする。
- (2) 契約担当官等は、会計法（昭和22年法律第35条）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合を除き、実施要領第4項第2号の規定に基づき、生産性向上特約条項を付すものとする。
- (3) 契約担当官等は、実施要領第4項第2号に規定する契約の種類に該当しない契約であっても、契約の相手方等が希望するときは、当該契約に生産性向上特約条項を付帯することができる。
- (4) 防衛装備庁長官及び大臣官房長等は、生産性向上特約条項が付される契約の相手方等を対象として、生産性向上推進制度の適用に係る流れを概括的に周知するものとする。

4 原価改善申請の受付（実施要領第5項関係）

- (1) 契約担当官等は、契約の相手方等から原価改善申請を行う書面（以下「原価改善申請書」という。）が提出された場合には、直ちにこれを受け付けるものとし、原価改善申請書の不備、事務の繁忙等を理由として、その受付を拒み、又はその提出の延期を求めてはならない。
- (2) 契約担当官等は、前号の原価改善申請書に誤字脱字その他の軽微な不備がある場合には、契約の相手方等に対し、不備の補正を求めるものとする。
- (3) 契約担当官等は、第1号の原価改善申請書に軽微とは認めがたい不備がある場合には、契約の相手方等に対し、不備の補正又は差替えを求め、当該補正又は差替えを得て受理するものとする。この場合において、不足する資料及び情報があるときは、その追加提出を求めるものとする。
- (4) 前2号の要求は、必要かつ最低限の範囲にとどめるものとし、契約担当官等は、審査の簡素化及び迅速化に努めなければならない。

- 5 調達要求機関に対する原価改善申請の通知（実施要領第6項第2号及び第3号関係）

契約担当官等は、原価改善申請書を受け付けた場合であって、実施要領第6項第2号の照会を行わないときは、当該原価改善申請書に係る契約の調達要求元に対し、原価改善申請の内容を通知するものとする。ただし、原価改善取組が技術変更提案として採用された場合にはこの限りではない。
- 6 原価改善申請の審査（実施要領第6項第1号から第4号まで及び第7号関係）
 - (1) 防衛装備庁長官及び大臣官房長等は、実施要領第6項第7号の規定に基づき、原価改善審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。
 - (2) 契約担当官等は、原価改善申請において申請された原価改善取組が、原価改善を行う前の契約の相手方等における生産状況を踏まえ、コスト削減をもたらす可能性があるものであると認める場合には、実施要領第6項第4号の条件及び理由を含め、その認定の案を作成し、審査会に諮問するものとする。
 - (3) 審査会は、前号の規定により諮問された原価改善取組がコスト削減をもたらす可能性がある場合には、実施要領第6項第2号及び第3号の照会結果を踏まえ、次のアからウまでに掲げる事項を審査し、前号の案の適否について答申する。
 - ア 原価改善取組による仕様への影響
 - イ 原価改善取組とコスト削減との因果関係
 - ウ 原価改善取組によるコスト削減の実現可能性
 - (4) 審査会は、審査会長及び次に掲げる者をもって構成する。
 - ア 防衛装備庁又は大臣官房等において契約業務を行う課室長等（課長、室長又はこれらに相当する職にある者をいい、審査に付される装備品等及び役務以外の調達に係る契約業務を行う課室長等を含む。以下この号において同じ。）
 - イ 防衛装備庁又は大臣官房等において契約に係る制度の企画及び立案に関する業務を行う課室長等
 - ウ 防衛装備庁又は大臣官房等において予定価格の算定に係る制度の企画及び立案に関する業務を行う課室長等
 - エ 審査に付される装備品等及び役務の調達要求元の職員（実施要領第6項第2号の規定により調達要求元に対する照会が行われた場合に限る。）
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、審査会長が必要と認める防衛装備庁又は大臣官房等の職員
 - (5) 審査会長は、契約担当官等以外の職員のうちから、防衛装備庁にあっては防衛装備庁調達管理部長（以下「調達管理部長」という。）が指定する者を充て、大臣官房等にあっては大臣官房長等が指定する者をもって充てる。
 - (6) 契約担当官等は、審査会の議事概要を作成し、適切に保存するものとする。
 - (7) 第2号の規定に関わらず、次のアからウまでに掲げる事項に該当し、防衛装備庁にあっては調達管理部長が、大臣官房等にあっては大臣官房長等が指定する者が、原価

改善申請において申請された原価改善取組がコスト削減をもたらすものとして同意した場合は、審査会への諮問を要しないものとする。

ア 原価改善取組による仕様への影響がないことが明確であること

イ 原価改善取組とコスト削減の因果関係が明確であること

ウ 原価改善取組によるコスト削減の実現可能性が明確であること

7 原価改善申請の認定の決定（実施要領第6項第4号から第6号まで関係）

- (1) 契約担当官等は、原価改善申請の認定及び実施要領第6項第4号の通知について、前項第7号に規定する場合を除き、審査会の答申を尊重して行うものとする。
- (2) 契約担当官等は、実施要領第6項第2号の規定により調達要求元に照会を行った原価改善申請について前号の決定をした場合には、当該決定の結果を当該調達要求元に通知するものとする。
- (3) 契約担当官等は、第1号の通知について、第4項第2号又は第3号の規定に基づき、契約の相手方等に対し、資料等の提出等を求めた場合には、その要求をした日から提出等があった日までの日数を、実施要領第6項第5号に規定する日数に含めないことができる。
- (4) 前号に規定する場合のほか、契約担当官等は、実施要領第6項第5号又は第6号の期限までに第1号の通知を行うことが相当困難である理由がある場合には、15日を限度として当該期限を延長することができる。この場合において、契約担当官等は、契約の相手方等に対して延長後の期限と延長の理由を通知しなければならない。

8 仕様書等の変更の協議（実施要領第6項第4号から第6号まで関係）

- (1) 契約担当官等は、前項第2号の決定が、申請契約、現に履行中の契約又は調達手続中の契約に係る仕様書等（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第2条第8号に規定する仕様書等をいう。以下同じ。）の変更を伴う場合には、直ちに、調達要求元に対し、仕様書等の変更を協議するものとする。
- (2) 調達要求元は、前号の協議があった場合には、仕様書等の変更通知を速やかに行うものとする。この場合において、事務処理上の都合等により、仕様書等の変更通知を速やかに行うことが困難なときは、変更通知を行う期日を先に回答し、事後、当該期日までに当該仕様書等の変更通知を行うものとする。

9 確認書の交換等（実施要領第8項及び第9項関係）

- (1) 契約担当官等は、第7項第1号の通知を行った場合には、認定した原価改善申請について、遅滞なく、契約の相手方等との間で、当該原価改善申請に基づき生産性向上推進制度を適用する条件を確認する書面（以下「確認書」という。）を取り交わすものとする。この場合において、原価改善申請の認定に伴い、申請契約その他現に履行中の契約に係る仕様書等を変更する場合には、契約変更の時期を明らかにするものとする。

- (2) 確認書において確認するインセンティブ料は、申請契約における原価改善取組に係るコスト削減額に実施要領第9項に規定する率を乗じたものとし、補填インセンティブ料及び報奨インセンティブ料ごとに、調達数量当たりの数値に換算して記載するものとする。
- (3) 生産性向上推進制度の適用期間は、確認書の交換日をもって始期とする。
- (4) 契約担当官等は、確認書を取り交わした場合には、申請契約に、当該申請契約における生産性向上推進制度の実施について約定する特約条項（以下「実施特約」という。）を付すものとする。
- (5) 確認書を取り交わし、又は実施特約を付す時点において実施要領第8項の規定によるコスト削減額の確定を終わっていない場合には、確認書又は実施特約におけるコスト削減額及び各年度におけるインセンティブ料の数値は、確定後に定めるものとする。

10 確認書の取消し（実施要領第8項及び第9項関係）

- (1) 契約担当官等は、原価改善申請に係る原価改善取組の実施によってコスト削減が実現しない、仕様書等に定める機能及び性能を満たすことができない等の正当な理由により、契約の相手方等から確認書の取消し及び実施特約の解除を求められたときには、これに応ずるものとする。
- (2) 契約担当官等は、確認試験の実施により、原価改善申請の実施が仕様書等に定める装備品等の機能又は性能を低下させることが明らかになった場合には、確認書を取り消し、実施特約を解除するものとする。
- (3) 前2号の規定により確認書等が取り消し等された場合における生産性向上推進制度の適用期間は、当該取消し等の日を以って終了するものとする。
- (4) 第1号又は第2号の規定により確認書等の取消し等を行う時点において、仕様書等の変更による契約変更を既に行っている場合又は原価改善申請の実施を前提とした仕様書等により契約を締結している場合には、契約担当官等は、原価改善申請を実施しない場合の仕様書等に戻す手続をとり、速やかに契約変更を行うものとする。
- (5) 契約担当官等は、確認書を取り消し、又は実施特約を解除した場合においても、原価改善申請を実施しない場合の契約金額に戻し、その他増額するための契約変更を行ってはならない。

11 コスト削減額等の取扱い（実施要領第8項関係）

- (1) 契約担当官等は、実施要領第8項第1号により申請契約のコスト削減の状況を確認したときは、次のアからエまでに掲げる事項について、確認した事実を確認書に反映するものとする。
 - ア 原価改善取組に係る調達数量
 - イ 原価改善取組によるコスト削減額
 - ウ コスト削減後の対象工程等原価
 - エ ウのうち直接材料費及び直接経費の額

オ ウのうち加工費の額及び該当工数

カ 適用期間中の各年度におけるインセンティブ料

- (2) 契約担当官等は、申請契約以降の他の契約における同一の原価改善取組の深掘り等により、当該他の契約においてコスト削減額が増加した場合であって、契約の相手方等からコスト削減額の増額変更を申し込まれたときは、コスト削減の状況を改めて確認の上、コスト削減額及びインセンティブ料を再確定し、新たなコスト削減額に対応する対象工程等原価が適用される契約に係る確認書及び実施特約を変更するものとする。
- (3) 対象契約に係る予定価格における対象工程等原価は、第1号ウを調達数量により調整した額とする。ただし、契約担当官等が契約の相手方から提出された見積資料について、関連する市場価格、実際原価その他の原価に関する資料に基づき精査し、これを適当と認める場合には、第1号エにコスト変動調整率を適用した額と同号オに計算年度の経費率を適用した額の合計額を調達数量により調整した額の範囲において、当該見積資料の数値を容認することができる。

1.2 対象契約の取扱い（実施要領第8項及び第9項関係）

- (1) 契約担当官等は、生産性向上推進制度の適用期間の開始日以降に対象契約を締結する場合には、当該対象契約に、生産性向上特約条項に加え、実施特約を付すものとする。
- (2) 対象契約の計算価格に付加する実施要領第9項第1号のインセンティブ料は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「予定価格算定訓令」という。）第2条第16号に規定する利益として取り扱うものとし、その名称には「インセンティブ料」を付すものとする。
- (3) 契約担当官等は、計算価格から予定価格を算定する過程において、落比（予定価格算定訓令第69条第1項第4号に規定する契約価格比をいう。）を前号のインセンティブ料及び前項第3号の対象工程等原価に適用してはならない。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、契約担当官等は、対象契約の予定価格を算定する時点において、申請契約のコスト削減額等及びインセンティブ料が確定していない場合には、原価改善申請を実施する前の製造原価によって計算価格を計算し、コスト削減額等及びインセンティブ料の確定後に、当該確定を反映した金額と契約金額との差額相当額を減額し、又は国庫に返納するための措置を講じるものとする。

1.3 対象契約への新規参入の取扱い（実施要領第11項関係）

- (1) 契約担当官等は、対象契約に関する実施要領第11項第2号の公示について、競争参加資格等を満足する新規参入者から応募があったときは、当該新規参入者との間で、確認書と同等以上のコスト削減を保証する確認書面を取り交わした上で、当該新規参入者と当初の契約の相手方等のいずれにも適用できるものとするための修正を加えた実施特約を付する条件による指名競争入札等を行うものとする。

- (2) 契約担当官等は、前号の新規参入者が前号に規定する確認書面の提出を拒んだ場合、当該確認書面を取り消した場合その他確認書面又は実施特約を履行しなかった場合には、競争に付することが不利と認められる場合として、当初の契約の相手方等と随意契約を行うことができる。

1 4 生産性向上推進制度の重複適用（実施要領第 1 2 項関係）

- (1) 契約担当官等は、同一の申請契約について、複数の原価改善申請があった場合には、各原価改善取組によるコスト削減額を合計し、1 件の原価改善申請があった場合に準じて、1 件の確認書及び実施特約を作成するものとする。ただし、各原価改善取組に係る対象工程等原価については、合算等することなく、対象工程ごとに管理するものとする。
- (2) 契約担当官等は、対象契約について、既に認定した原価改善申請に係る原価改善取組とは異なる原価改善取組に係る原価改善申請があり、その認定を決定した場合には、各原価改善取組に係るコスト削減額を分別、案分等により切り分けることが困難である場合を除き、既存の確認書及び実施特約とは別に、独立した確認書及び実施特約を作成し、個別に管理するものとする。

1 5 原価改善申請の保護（実施要領第 1 2 項関係）

- (1) 契約担当官等は、認定を決定した原価改善申請に係る原価改善に関する知見の活用に努めるものとする。ただし、当該原価改善申請を行った契約相手方等の知的財産権その他の権利を侵してはならない。
- (2) 契約担当官等は、実施要領第 7 項の支援を行うときは、契約の相手方等から、前号に反しない範囲において、当該支援に基づく原価改善に係る知見を防衛省と他の契約の相手方等との契約に活用することについて、あらかじめ同意を得なければならない。

1 6 制度の適用状況の報告（実施要領第 1 2 項関係）

大臣官房長等は、原価改善申請の受付、審査及び認定の決定の状況について、毎年度、防衛装備庁長官（調達管理部長気付）に報告するものとする。

1 7 防衛装備庁における実施

この基本的事項の防衛装備庁における実施に関し必要な事項は、調達管理部長が定めるものとする。

生産性向上推進制度に関する特約条項

甲及び乙は、生産性向上推進制度に関し、次の特約条項を定める。

(生産性向上推進制度の目的)

第1条 生産性向上推進制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が、契約の相手方又は競争参加を予定する相手方（以下「契約の相手方等」という。）からの原価改善申請（原価改善取組によるコスト削減を原因としてこの制度の適用を申請することをいう。以下同じ。）に基づきその適用を決定した場合に、事後の契約について、コスト削減額を考慮した価格にコスト削減額の一部（インセンティブ）を加算して計算価格を計算することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方等の意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量及び生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善取組 計算価格の計算時に提出された見積資料に反映されていなかった技術、アイデア又は製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は習熟度、歩留率その他の指標に示される生産効率の向上により、製品又は部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙（乙の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (5) コスト削減 原価改善取組により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (6) コスト削減額 原価改善取組により削減される製造原価の削減額（初度費その他国若しくは地方公共団体の予算に基づく補助金、助成金等の支弁を受けた治工具、機械、設備等（消耗品を含む。）又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第7条の規定による財政上の措置を受けた設備（同法第4条第1項に規定する特定取組の実施が完了したものを除く。）

を導入して効率化された部分を除く。)をいう。

- (7) 仕様書等 仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。
- (8) 申請契約 乙が、この特約条項に基づき原価改善申請を行い、原価改善取組によるコスト削減額を確定する契約をいう。
- (9) 対象契約 申請契約において算定されたコスト削減額に基づくインセンティブ料が適用される契約をいう。
- (10) 基準契約 申請契約又は対象契約における前例となる同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約（契約の履行条件が異なり、比較の基準とすることが不相当であるものを除く。）をいう。
- (11) 対象工程等原価 製造原価のうち、原価改善取組の対象としてコスト削減が行われた工程等に係る部分のコスト削減後の原価をいう。
- (12) 原価監査付契約 甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。
- (13) 一般確定契約 原価監査付契約を除く、契約金額（契約金額が変更された場合には、当該変更金額をいう。）をもって契約相手方に支払われる代金の金額を確定することとしている契約をいう。
- (14) 補填インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い減少する利益を補填するために付与されるインセンティブ料をいう。
- (15) 報奨インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い報奨として付与されるインセンティブ料をいう。

（制度適用の申請）

第3条 乙は、次の各号に掲げる契約について、甲に生産性向上推進制度の適用申請を行うときは、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27.10.1）において定める手続きに従い、付紙様式第1の原価改善申請書（以下「申請書」という。）を甲に提出するものとする。

- (1) 現にこの特約条項が付されている契約（納期（納期が猶予された場合は猶予期限）到来の30日前以前であるものに限る。）
- (2) この特約条項を付す条件で現に公募又は公示中である契約
- (3) 過去にこの特約条項が付された契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約その他のこの特約条項を付すことが想定される契約

2 原価改善申請に係る原価改善取組は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があることが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

- (2) 原価改善取組に起因して納期に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する納期が、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 前号のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であって、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元がこれを認めた場合は、この限りでない。
- 3 乙は、第1項第1号の期間を除く任意のときに、原価改善申請に合わせて、又はこれとは別個に、甲に対し、乙の原価改善取組における工程改善等について、甲が調達する部外力による助言を要望することができる。

(制度適用の決定)

- 第4条 甲は、乙から申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を審査し、当該申請書に係る原価改善取組について生産性向上推進制度を適用するか否かを決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、生産性向上推進制度を適用しないとき、又は生産性向上推進制度の適用に条件を付すときは、その理由を示した上で乙に通知するものとする。
- 2 甲は、原価改善申請に係る装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能又は性能が低下していないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断した場合には、前項の条件として、乙に対し、確認試験の実施を求めることができる。
 - 3 甲は、原価改善申請に係る原価改善取組が第3条第2項第3号ただし書きに該当する場合には、申請契約に係る仕様書等の変更が正式に合意されることを第1項の条件とするものとする。
 - 4 甲は、第1項の通知を、原則として、申請書の提出日から20日以内に行うものとする。ただし、甲が、原価改善申請について調達要求元に照会する場合には、30日以内に行うものとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、契約担当官等は、原価改善申請が第3条第1項第2号又は第3号に掲げる契約について行われた場合であって、前項の期限が当該契約の締結の日から7営業日を経過する前に到来するときは、第1項の通知を契約締結の日から7営業日以内に行うことができる。
 - 6 前2項の日数には、甲が乙に対し、申請書について、補正若しくは差替え又は不足する資料若しくは情報の提出若しくは提供を求めた日から、当該補正若しくは差替え又は追加の提出若しくは提供があった日までの日数を含まない。
 - 7 前各項の規定にかかわらず、甲は、当該規定による期限までに第1項の通知を行うことが相当困難である正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によつ

て乙に通知することによって、当該期限を延長することができる。

(確認書の交換)

第5条 甲及び乙は、甲が前条第1項の通知を行った場合には、遅滞なく、付紙様式第2により、契約の相手方等との間で、当該原価改善申請に基づき生産性向上推進制度を適用する条件を確認する書面（以下「確認書」という。）を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するものとする。

- (1) 対象契約の範囲
- (2) 生産性向上推進制度の適用期間（確認書の交換日をもって始期とする。）
- (3) 原価改善の方法
- (4) 原価改善取組に係る調達数量
- (5) 原価改善取組によるコスト削減額
- (6) コスト削減後の対象工程等原価
- (7) 前号のうち直接材料費及び直接経費の額
- (8) 第6号のうち加工費の額及び該当工数
- (9) 適用期間中の各年度におけるインセンティブ料（インセンティブ料の算出の方法は、第7条の規定による。）
- (10) 対象契約の取扱いに関する事項（第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。）
- (11) その他の必要な事項

2 甲及び乙は、確認書を取り交わした場合には、付紙様式第3を基準として、申請契約に、当該契約における生産性向上推進制度の実施について約定する特約条項（以下「実施特約」という。）を付すものとする。

3 確認書を取り交わし、又は実施特約を付す時点において第1項第4号から第8号までの数値の確認又は算定を終わっていない場合には、確認書又は実施特約における当該数値及び第1項第9号のインセンティブ料は、当該確認又は算定の後に定めるものとする。

4 乙は、第4条第1項の通知を受領した場合であっても、第1項各号に掲げる確認事項に合意できないときは、書面により、確認書の交換を拒否することができる。

5 甲及び乙は、第4条第3項の場合において、確認書を取り交わしたときは、申請契約その他現に履行中の対象契約に係る仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定め、所要の契約変更の措置を執るものとする。

6 乙は、申請契約以降の他の契約において申請契約と同一の原価改善取組を深掘りすること等により、前各項の規定により確認し、合意していたコスト削減額を増加させた場合には、甲に対し、コスト削減額の増額変更を申し込むことができる。この場合において、甲は、当該追加的なコスト削減の状況を改めて調査し、その事実を確認したときは、第3項に規定する各数値を再算定し、確認書及び実施特約を変更するものとする。

(確認書の取消し)

- 第6条 甲は、確認書において確認した原価改善取組の実施によってコスト削減が実現しない、仕様書等に定める機能及び性能を満たすことができない等の正当な理由により、乙が確認書の取消し及び実施特約の解除を求めた場合には、これに応ずるものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、確認試験の実施により、原価改善申請の実施が仕様書等に定める装備品等の機能又は性能を低下させることが明らかになった場合には、確認書を取り消し、実施特約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により確認書等が取り消し等された場合における生産性向上推進制度の適用期間は、当該取消し等の日をもって終了するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により確認書等の取消し等を行う時点において、仕様書等の変更による契約変更を既に行っている場合又は原価改善申請に係る原価改善取組の実施を前提とした仕様書等により契約を締結している場合には、甲及び乙は、速やかに、当該原価改善取組を実施しない場合の仕様書等に戻し、所要の契約変更の措置を執るものとする。
- 5 甲及び乙は、前各項の規定により確認書を取り消し、又は実施特約を解除した場合においても、原価改善申請に係る原価改善取組を実施しない場合の契約金額に戻し、その他増額するための契約変更を行わないものとする。

(インセンティブ料)

- 第7条 甲は、乙と対象契約を行うときは、当該契約におけるコスト削減額の範囲内において、次の計算式により計算する補填インセンティブ料に次項の規定による報奨インセンティブ料を加えて得た調達数量当たりの総インセンティブ料を、対象契約における調達数量に応じて調整し、これを対象契約に係る計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第4号に規定する計算価格をいう。）における利益の一部として認めるものとする。

$$\text{補填インセンティブ料} = \text{申請契約における調達数量当たりのコスト削減額} \\ \times \text{対象契約の利益率}$$

- 2 報奨インセンティブ料は、第4条第1項の通知を行った日（以下「通知日」という。）の属する年度を通知年度とし、当該通知日の属する年度の翌年度を経過年数1年度目として、原価改善申請ごとに5年度目までの間について、申請契約における調達数量当たりのコスト削減額に次の表の率を乗じた額とする。ただし、申請契約の製造原価相当額に対するコスト削減額の割合（以下「削減割合」という。）が2パーセントを超える場合には、報奨インセンティブ料の付与期間を1年延長し、以降追加して2パーセント超えるごとにさらに1年延長するものとする。

(単位：パーセント)

通知当年度	通知日の翌年度からの経過年度数
-------	-----------------

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	延長期間中
	75	70	65	60	55	50

- 3 申請契約が複数の契約から成る場合における前号の削減割合は、当該複数の契約の契約金額の総額に対するコスト削減額の割合とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における報奨インセンティブ料は、その付与期間を通して50パーセントとする。

(確認試験)

- 第8条 乙は、第4条第2項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち合わせなければならない。
- 2 乙は、前項の確認試験の終了後、速やかに、乙が原価改善申請を行った原価改善取組を適用して装備品等の製造又はその整備、修理、改造等の役務を実施することが、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響を生じさせるものでないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を甲に提出しなければならない。
 - 3 甲は、前項の確認試験結果報告書において、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響が確認された場合には、確認書を取り消し、生産性向上推進制度の適用を中止することができる。この場合において、契約金額は、これが原価改善取組によるコスト削減額を反映した金額であるときにおいても、これを当該コスト削減額を反映しない金額に増額する契約変更を行うことはできないものとする。
 - 4 確認試験に係る費用は、乙の負担とする。ただし、甲は、確認試験の実施後の各対象契約において、当該契約に係るコスト削減額とインセンティブ料の差額の範囲において、当該費用を「原価改善確認試験料」として償却させ、計算価格の算定における販売直接費の一部として認めるものとする。

(申請契約の取扱い)

- 第9条 甲及び乙は、申請契約が原価監査付契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額及びインセンティブ料を反映した額をもって支払代金を確定するものとする。ただし、当該申請契約が極度額を設定した原価監査付契約であるときのインセンティブ料の加算は、原契約による上限の範囲内で行わなければならない。
- 2 甲及び乙は、申請契約が一般確定契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額又はインセンティブ料の多寡にかかわらず、生産性向上推進制度の適用を原因として契約金額を変更する契約変更は行わないものとする。

(対象契約の取扱い)

- 第10条 生産性向上推進制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するもので

はない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、対象契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であって、甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を随意契約により行うことができる。
 - (1) 対象となる契約の履行に特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去2年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合
 - (2) 申請契約における削減割合が2パーセントを超える場合であって、確認書等に基づき、事後の契約についても同等以上のコスト削減が期待されるとき
- 3 乙は、前項の適用について、甲に対し、申請契約の契約方式（一般競争契約、指名競争契約又は随意契約の別をいう。）に応じ、確認書において、次の各号に掲げる事項を確認することを求めることができる。
 - (1) 申請契約が随意契約である場合 申請契約について甲が随意契約の方式を採用こととなった前提条件に変更のない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること
 - (2) 前号以外の場合 甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること
- 4 甲及び乙は、確認書の交換日以降に対象契約を締結する場合には、当該契約に、この特約条項のほか、実施特約を付すものとする。

（原価改善取組に係る知見の保護及び使用）

- 第11条 甲は、確認書において確認した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見について、乙の同意なく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、原価改善申請書又は確認書に記載された情報（当該文書の別添資料に記載された情報であって、第三者への開示を不可とする旨が表示されている部分（当該別添資料の全体である場合を含む。）に記載されているものを除く。）については、前項の同意が得られているものとみなす。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、生産性向上推進制度の適用期間を終了した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見を、甲が行う他の調達におけるコスト削減のために無償で使用することができる。ただし、当該知見のうち乙の知的財産権、著作権その他の排他的権利により保護される部分については、この限りでない。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における原価改善取組に係るコスト削減に資する知見の取扱いは、付紙様式第4の工程改善等の支援に関する特殊条項に定めるところによる。

（虚偽の資料の提出等に対する違約金）

- 第12条 乙は、甲が生産性向上推進制度の適用を決定するに際して、乙が真正な資料を

提出若しくは提示せず、又は真実を説明していなかったことを甲が確認した場合には当該決定に係る申請契約及び対象契約に計上された全てのインセンティブ料の2倍の金額を、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、この限りでない。

2 前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

原価改善申請書

1 申請案件

【記入例】 ○○の○○工程の改善

※ 部外力を活用した工程改善等の支援を利用した結果に基づく改善の場合、その旨を記載するとともに支援対象を特定する文書（「工数改善等支援実施の可否について（通知）」など）を記載すること

2 申請番号

【記入例】 ○○－○○号

3 申請年月日

4 申請事業者名等

【記入例】 ア 住所
イ 会社名
ウ 代表者名

5 担当者の所属・氏名・番号

6 申請案件と同内容の技術変更提案の有無

※ 有の場合は承認文書の発簡記号、番号及び年月日を記載の上、当該文書を添付すること

※ 無の場合は「無」と記載すること

7 形態管理との関連

※ 1 有り、無しの区分について記載すること

※ 2 有りの場合については理由も示すこと

8 受理欄（受理者記入）

※ 1 受理、訂正受理、不受理の区分について記載すること

※ 2 受理、訂正受の場合は受理年月日を記載すること

※ 3 不受理の場合は、理由と不受理決定日を記載すること

【記入例】 訂正受理（受理年月日：○○.○○.○○）

9 運用する装備品等の名称、型式、製造番号、納入年度等

1 0 申請の内容

1 1 申請の対象となる契約

- ※ 調達要求番号、契約品名、契約金額、認証番号・認証年月日、契約方式・契約方法、数量・納期、担当地方防衛局等について記載

1 2 申請に添付する資料

【記入例】 ○○を示す資料

1 3 申請によって影響を受ける事項

- ※ 安全性、信頼性、整備性、操作性、互換性、耐久性、性能、電子計算機プログラム、関連機器等、質量、重心、容積、試験、補用品、官給品等について記載

1 4 変更される部品等

- ※1 有り、無しの区分について記載すること
- ※2 有りの場合については該当部品を示すこと

1 5 変更に必要なとする器材等

- ※1 有り、無しの区分について記載すること
- ※2 有りの場合については該当器材等を示すこと

1 6 変更を要する技術資料

- ※1 有り、無しの区分について記載すること
- ※2 有りの場合については該当技術資料を示すこと

1 7 確認試験の要否及び内容

- ※1 必要、不要の区分について記載すること
- ※2 必要の場合については該当部品を示すこと

1 8 コスト削減額の見積

- ※ 部品等の価格変動、技術変更に要する経費、試験に要する経費、削減される経費

1 9 既納品への処置

- ※1 必要性あり、必要性なしの区分について記載すること
- ※2 必要性ありの場合については該当品を示すこと

2 0 契約納期への影響

※ 有り、無しの区分について記載すること

2 1 審議項目に対するチェックリスト
別紙のとおり

2 2 その他事項

注 不要な文字は削除して使用する。

審議項目に対するチェックリスト

提案件名:【※申請契約の件名を記載】

1. 原価改善申請の内容の妥当性

2. 原価改善取組とコスト削減との因果関係及びコスト削減の実現可能性

検討事項	検討結果
<p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更があることが明白であること。</p> <p>(イ) 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善を実績資料等により確認できること。</p>	
<p>イ 原価改善取組に起因して納期に変更を生じていないこと。ただし、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>ウ 前記のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更を生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であつて、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しいを生じさせるものでないものとして、調達要求元がこれを認めたときは、この限りでない。</p>	

検討事項	検討結果
<p>原価改善取組とコスト削減との因果関係があること。</p>	

提案事業者の経費削減による調達価格の低減が可能であること。	
-------------------------------	--

3. コスト削減額の適正性

検討事項	検討結果
必要経費の有無及び計上方法	
低減工数の計上方法	
コスト削減額の計上方法	

生産性向上推進制度に関する確認書

甲及び乙は、乙の原価改善申請に関し、生産性向上推進制度に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第5条第1項に基づき、次のとおり確認する。なお、この確認書と特約条項に相違が生じた場合には、特約条項の規定が優先されるものとする。

1 申請契約に関する事項

番号	調達要求番号	契約件名	契約金額 (税込)	契約締結日
1				
2				
3				

2 生産性向上推進制度に関する事項

(1) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の範囲

【記入例】 ○○式○○○の製造
○○式○○○の修理役務

(2) 生産性向上推進制度の適用期間

【記入例】 令和○年○月○日から
(報奨インセンティブ料の適用は令和○年3月31日まで)

(3) 原価改善取組の方法

【記入例】 ○○工程における溶接方法の変更（細部は別添資料のとおり）

(4) 原価改善取組に係る調達数量

【記入例】 ○○機

(5) 原価改善取組によるコスト削減額

【記入例】 1機あたり○○円（税抜）

(6) コスト削減後の対象工程等原価及び内訳

【記入例】 1機あたり○○円（税抜）

うち、直接材料費	うち、直接経費	うち、加工費（該当工数）
○○円	○○円	○○円（○○時間）

(7) 適用期間の各年度でのインセンティブ料

インセンティブ料	原価改善申請の認定決定日から契約締結日までの経過年数				
	1年度目 以前	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
補填 インセンティブ料	〇〇円（前号のコスト削減額）×各年度の利益率				
報奨 インセンティブ料	円	円	円	円	円

(8) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項

【記入例】 申請契約が特約条項第10条第2項第1号に該当することが確認されたことから、甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、生産性向上推進制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。

(9) その他の必要な事項

年 月 日
第 号

甲

乙

注 不要な文字は削除して使用する。

生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項
(原価改善申請に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(コスト削減額及びインセンティブ料率の保証)

第1条 乙は、採用及び認定日以降の生産性向上推進制度が適用される期間中において、甲がこの契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した確認書に規定するインセンティブ料を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれるインセンティブ料等)

第2条 この契約は、生産性向上推進制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、生産性向上推進制度に基づくコスト削減額、コスト削減後の対象工程等原価及び契約金額に含まれるインセンティブ料は、次の表のとおりとする。

コスト削減額	
対象工程等原価 (令和○年度価格)	直接材料費： 直接経費： 加工費：
補填インセンティブ料	
報奨インセンティブ料	

(生産性向上推進制度についての細部事項)

第3条 この契約が適用を受ける生産性向上推進制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、生産性向上推進制度に関する特約条項の規定による。

【インセンティブ料の記載例】

(1) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定している場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額	1機あたり ○○○円
対象工程等原価 (令和○年度基準)	直接材料費：1機あたり ○○○円 直接経費：1機あたり ○○○円 加工費：1機あたり ○○○円

補填インセンティブ料	1機あたり 〇〇〇円
報奨インセンティブ料	1機あたり 〇〇〇円

注 「対象工程等原価」の基準年度は、同欄に記載する直接材料費等を確認し、又は計算価格の計算に当たって計算した年度を記載する。

- (2) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定していない場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額 及び インセンティブ料	生産性向上推進制度に関する特約条項第5条第1項に規定する確認額（この特約条項が付された契約の納期以前に確認を終えない場合は0円とする。）。
--------------------------	---

- (3) 確認書の交換日以前に一般確定契約である申請契約についてこの特約条項を適用する場合

コスト削減額	生産性向上推進制度に関する特約条項第5条第1項に規定する確認額（この特約条項が付された契約の納期以前に確認を終えない場合は0円とする。）。
インセンティブ料	生産性向上推進制度に関する特約条項第9条第2項の規定により、契約金額に含まれるインセンティブ料なし。

注 不要な文字は削除して使用する。

工程改善等の支援に関する特殊条項

この条項は、生産性向上推進制度に関する特約条項第 11 条第 4 項の規定に基づき、乙の工程改善等に関し、乙の申請に基づき甲が提供する支援の条件について、同特約条項に追加して定めることを目的とする。

(製造の現場における確認)

- 第 1 条 甲は、乙から申請のあった工程について、工程改善等の支援を実施する。この場合において、甲は、守秘義務を課したコンサルタントその他甲が適当と認める者を用いることができる。
- 2 甲が乙に対する工程改善等の支援を実施するに際して、前項に規定する者を用いる場合、乙は、その立入を許可する。
- 3 第 1 項に規定する者は、甲の職員の帯同のもと、あらかじめ書面又は電磁的方法により乙が許可した場所的範囲においてのみ工程改善等の支援を実施する。
- 4 甲は、乙が工程改善等の支援に係る改善提案に基づく改善活動を実施中、必要に応じて、その履行状況を確認することができる。

(改善結果の取扱い)

- 第 2 条 前条第 1 項に基づき工程改善等の支援を実施した場合、甲は、乙に対してその実施結果を報告する。
- 2 甲は、前項に規定する工程改善等の支援の実施結果及びこれに基づいて乙が実施した改善活動の結果等の工程改善等に資する知見について、次に掲げる事務を行うことができる。
- (1) 類型化して管理し、生産性向上推進制度を運用する目的で使用すること
- (2) 甲が管理するホームページ等において匿名性を確保した上で公表すること及びそれにより乙以外の契約相手方等が活用すること
- 3 前項第 2 号に規定する公表及び活用（以下「公表等」という。）は、乙が当該工程改善等の支援の申請時又は遅くとも当該公表等を行う時点までに公表等を控える旨を申し出た部分を除いて行う。この場合において、申し出の範囲は次に掲げる事項を基準とする。
- (1) 乙の特許権その他の排他的権利により保護される情報
- (2) 営業秘密（不正競争防止法（平成 5 年 5 月 19 日。法第 47 号）第 2 条第 6 項）
- (3) その他前 2 号に準ずる情報
- 4 甲は、前項に規定する申し出の内容について、乙と公表等の可否を調整する

ことができる。

- 5 甲及び乙は、第2項第2号に規定する公表等に関し、紛争の未然防止を目的として、相互に公表の前にその内容について確認を求めることができる。この場合において、甲は、事前確認義務を負うものではなく、確認がないことをもって公表等を妨げない。
- 6 第3項に規定する乙による申し出がなかった場合、公表等を乙が承諾したものとみなす。